

いわき市営いわき平競輪場場内施設管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市営いわき平競輪場(以下「競輪場」という。)が地域との共生を図り、市民に親しまれるよう地元地区はもとより広く市民に開放し、競輪場のイメージアップにより入場者や車券売上の増につなげるとともに、市民福祉の向上に寄与するため、競輪場の場内施設(以下「施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用日及び使用時間)

第2条 施設の使用日は、12月29日から翌年の1月3日までを除いた競輪開催に支障のない日として、市長が別に定める日とする。

2 施設の使用時間は午前9時から午後9時までとする。

3 市長は、前2項の規定に関わらず、施設の管理運営上その他特別の事由があるときは、使用日または使用時間を変更すること、若しくは使用を認めないことができる。

(借受の申請等)

第3条 施設を借り受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合においては、別記第2号様式の使用承認または不承認通知書において通知する。

3 市長は使用を認める場合において、施設の管理運営上必要があるときは、条件を付すことができる。

4 申請者は、施設を使用しようとする日の3箇月前の日から2週間前の日までの間において第1項の申請書を提出しなければならない。

5 前項の申請書の受付は、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時までの間にいわき市公営競技事務所において行う。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日は申請書の受付は行わない。

(使用の不承認等)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を認めない。

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

施設、設備、備品等を損傷し、または滅失するおそれがあるとき。

前2号に掲げる場合のほか、管理運営上支障があるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用目的以外に使用し、またはその使用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用の中止の届出)

第6条 使用者は、施設の使用を中止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(貸付料)

第7条 貸付料は別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、使用者は、使用の承認を受けたときに納入しなければならない。

2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の別表第1の貸付料を減免することができる。

(貸付料の減免)

第8条 貸付料を減免することができる場合とは、次に掲げる場合とし、減免する割合は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

貸付けする相手が地方公共団体で、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合 100分の100

貸付けする相手が老人会、婦人会、青年会、子供育成会、PTA等の公共的団体で、営利を目的としない公共的活動に供する場合 100分の100以内

貸付けする相手が公共的団体で、営利を目的とした活動に供する場合 100分の50以内

その他市長が特に必要と認める場合 100分の100以内で市長が別に定める割合

2 貸付料の減免を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第5号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(貸付料の還付)

第9条 既納の貸付料は還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、その全部または一部を還付することができる。

2 前項の市長が特に認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。この場合において還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合
既納の貸付料の全額

その他特別の理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の貸付料の全部または一部の額

3 貸付料の還付を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、別記第7号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者の順守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

危険物等を持ち込まないこと。

定員を超えて入場させないこと。

火気の取扱いには特に注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。

施設に入場する者(以下「入場者」という。)の安全確保の措置を講じるとともに、施設の秩序を維持するため、施設の使用中は、使用責任者および整理員を置くこと。

附属設備等を適切に取扱い、許可を受けたもの以外を使用し、または移動しないこと。

所定の場所以外に出入りしないこと。

その他施設の係員の指示に従うこと。

(入場者の順守事項)

第 11 条 入場者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

火気の取扱いには特に注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。

所定の場所以外に出入りしないこと。

他人に対して迷惑となるような行為をしないこと。

その他施設の係員の指示に従うこと。

(使用承認の取消し等)

第 12 条 市長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認を取消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

借受の申請に偽りがあったとき。

使用を認める条件に違反したとき。

第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

天候の不順その他の事由により、競輪開催が順延となり、使用日と第 2 条の競輪開催に支障のない日として、市長が別に定める日が重複したとき。

その他施設の管理運営上支障が生じたとき。

(原状回復等)

第 13 条 使用者は、施設の使用を終了したとき、または、第 12 条の規定により使用の承認を取消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに施設の係員の指示に従い、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 14 条 使用者は、施設の使用により、建物、附属設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示により損害を賠償しなければならない。

(係員の立入り)

第 15 条 使用者は管理上の必要による施設への係員の立ち入りを拒んではならない。

(入場の制限)

第 16 条 市長は、施設に入場しようとする者、または入場したものが第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、または施設から退場を命じることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第7条関係)

施設貸付料

区 分	施 設 の 名 称	1 時 間 あ た り の 貸 付 料
屋内施設	サイクルハウス	3 6 0 円
	オープンスペース	6 0 0 円
	サイクルシアター	1 , 1 6 0 円
屋外施設	カーニバルプラザ及び サイクルコロシウム	4 , 6 8 0 円

備考 使用時間に1時間未満の端数がある時はその端数を1時間として計算する。

別表第2(第7条関係)

附属設備等貸付料

附属設備等の種別	設 置 場 所	1 時 間 あ た り の 貸 付 料
夜間照明設備	センターポール部	2 , 8 5 0 円
	立見席部	2 , 6 7 0 円
	屋上部	8 2 0 円
持込電気機器	-	1キロワットにつき 1 0 0 円

備考 使用時間に1時間未満の端数がある時はその端数を1時間として計算する。